

GLOBE

グローブ 2021年7月

106



(公財) 世界人権問題研究センター

空港と新しい人権



大阪国際空港／伊丹空港（大阪府・豊中市）

大阪国際空港は1960年から約34年間、日本と世界の玄関口となり、1994年に関西国際空港が開港されたことで国際線は移管され、現在は国内線の空港として多くの人に利用されています。そんな大阪国際空港ですが、1969年には空港周辺都市の住民らは、航空機騒音などによる生活環境が破壊されたとして、空港の設置者である国に対して訴えを起しました。

裁判が長引くなか、憲法13条の幸福追求権と憲法25条の生存権に基づき、新しい人権としての人格権と環境権が導き出され、公共性を考える場合でも、利益面ばかりでなく損失面も考慮すべきとされました。周辺都市では空港の撤去を要望する運動もありましたが、現在は、地域資源としての空港との共生を図っています。

暮らしの利便性、公共性が大事である一方、誰かの犠牲によって成り立っていないのだろうか、と考えさせられるとともに、私たちの日頃の身近な問題への気づきとその改善への訴えが人権を発展させてきたのだと改めて気づかされます。

GLOBE

GLOBE No. 106 2021.7 目次

グラビア	「空港と新しい人権」……………	（表紙裏）
連載	新しい人権問題への対応（その二一）…大谷 實	2
外部寄稿	京都府人権教育・啓発推進計画 （第2次）の改定について……………	角田 幸絵 4
連載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から（その十七）…	坂元 茂樹 6
研究報告	インターネット上の 誹謗中傷対策に関する法改正……………	曾我部真裕 8
研究報告	全国水平社創立者、桜田規矩三……………	山内 政夫 10
研究報告	プロジェクトチーム三 「子どもの人権」の三年間の活動報告…	山野 則子 12
研究報告	「性の多様性」教育の 実践から考える「差別」……………	熊本 理抄 14
研究報告	「ビジネスと人権」 プロジェクト開始にあたって……………	吾郷 眞一 16
研究報告	プロジェクトチーム第六部の五周年 ……	西村健一郎 18
研究報告	「明治産業革命遺産」としての軍艦島…	飛田 雄一 20
研究報告	京都と朝鮮人留学生 ―明治十年代を中心に―……………	白石 正明 22
事業案内	センター事業案内……………	24
事業案内	2021年度 人権大学講座……………	（裏表紙裏）

GLOBE（グローブ） ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
 ■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…作品名「自分の内側で生きるとは？」
 ■「天才アート」（特定非営利法人障害者芸術推進研究機構）提供 金田ワタル 1977年生まれ

新しい人権問題への対応(その三)



研究センター理事長
学校法人同志社前総長

大谷 實

今回は、終末期医療における人権問題を取り上げることになります。「終末期医療」とは、最近のインターネット上の定義(Wikipedia)によりますと、「治療が望めない患者に対して、苦痛を伴う延命医療を中止し、人間らしい死を迎えさせるための医療・ケア」といわれています。

近代医学の誕生以来、医師の方々は、患者が生きている限り最後まで延命に努力することが正しい医療の在り方であるという考え方に従ってきたのですが、医療技術の進歩に伴って、人工呼吸器などの生命維持治療技術が開発され、自然の死期を人工的に遅らせるこ

とが可能になってきました。その結果、意識が戻ることなく、ただ生きているだけで、人間としての尊厳が失われた状態で、患者を生きながらえさせる事態が生じてきたのです。

そこで、単に延命を図るためだけの医療が、果たして患者の利益になっているのか、むしろ患者を苦しめ、その人間としての尊厳を害する結果になっているのではないかということが、一九七〇年代にアメリカを中心として大きな問題となってきました。そして、死期が迫っている患者については、人間らしい死を迎えさせるために延命医療を中止してよいという立法や司法の流れが、世界的に顕著になってまいりました。

終末期医療が人権問題として登場したのは、死が迫っている患者であっても、脈拍があり、呼吸をしている以上、人として生存しているのであるから、人工呼吸器の装着といった延命医療を中止すれば完全な死を招くことになり、生命を奪う重大な人権侵害になりうるからです。一方、患者自身が人生の終末期においては「一切の医療を拒否する」と宣言している場合はどうなるか。一九八一年に世界医師会は、「患者の権利に関するリスボン宣言」の中で、患者の自主性・自己決定権をうたっており、また、日本国憲法一三条は幸福追求権

に基づく自己決定権を保障しているのですから、患者の意思を無視して医療を加えることは人権の侵害であり、憲法に違反することになるのではないか。人命の尊重か、自己決定の尊重か。この矛盾の克服のために、世界的規模で多くの論議が展開されてきました。

こうした問題状況を踏まえ、日本では厚生労働省が一九九三年に「末期医療に関する国民の意識調査等検討会」を設置し、また、一九九四年には、日本学術会議「死と医療特別委員会」が末期医療の在り方について、延命医療の中止を肯定する意見を公表しました。その後、人工呼吸器を取り外すといった延命医療中止をめぐる警察や裁判所の対応が新聞等のメディアの注目するところとなり、厚生労働省は二〇〇七年に「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」を作成し、解説書とともにこれを公表しました。そして、二〇一八年に「人生最終段階におけるケアの決定プロセスに関するガイドライン」を発表し、今日に至っている次第です。

このガイドラインは、医師等の医療従事者を対象としたものですが、二つの形で患者の人権について明言しています。一つは、人生最終段階の医療・ケアについては、「本人による意思決定」を基本とするというこ

とです。医療・ケアを加える場合は、その都度本人と話し合いをして決定すべきであり、また、本人が自らの意思を伝えられない場合のために、自らの意思を推定する者を定めておく必要があるなどとしています。もう一つは、人生最終の段階における医療・ケアの開始又は不開始及び医療・ケアの中止は、「医学的妥当性と適切性」を基本として、慎重に行うべきであるとしています。例えば、人工呼吸器を装着するかしらないか、装着しているものを取り外すかどうかについては、医学的に決定されなければならないということです。言い換えれば、医師は、治療すればなお患者が生存できる状態にあっても、医学的に見て患者が人生最終の状態にあると判断するときは、患者を治療しないで死なせても許されるとしたのです。

こうして、厚生労働省のガイドラインは、患者の生きる権利と自己決定権との調和を図ったのですが、治療の開始・不開始及び中止といった人間の生死に関する問題を、一行政府である厚生労働省に委ねてよいのでしょうか。また、おそらく一般の国民はガイドラインの存在すら知らないのではないのでしょうか。私は、国民的合意の形成を図るべき問題として、法律をつくべきだと考えるのですが、いかがでしょうか。

京都市人権教育・啓発推進計画 (第2次)の改定について



京都市人権啓発推進室長

角田 幸総

新型コロナウイルス感染症の拡大は、公衆衛生上の脅威だけでなく、経済活動、教育文化、人権などあらゆる分野に大きな影響をもたらしました。

京都府では、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、平成二十八年一月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第二次)」を策定し、令和八年三月までを計画期間として、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生以来、社会不安の高まりから、憶測によるデマや誤った情報の拡散、感染者や医療従事者等に対する偏見や差別、クラスタが発生した大学や病院への誹謗中傷、インターネット上で個人を特定するような書き込み、営業自粛等

に従わない事業者等への行き過ぎた非難など様々な事象が生じています。

こうした「コロナ差別」は、人格や尊厳を不当に傷つけるものであるとともに、感染が疑われる症状のある方が医療機関等への受診を躊躇され、更なる感染拡大につながるおそれもあることから、これに速やかに対応するため、本年三月に計画の改定を行いました。

改定に当たっては、第二次計画策定以降の人権教育・啓発の取組の効果を把握するとともに、新型コロナウイルスにかかわる人権侵害の状況等を把握するため、府民調査やパブリックコメントを実施し、府民の皆様の御意見も反映しながら改定作業を行いました。

府民調査によると、平成二六年度調査と比較して、「府民一人ひとりの人権意識は一〇年前と比べて高くなっている」と感じる人の割合や「最近五年間に人権啓発に関する研修会に参加した経験のある人」の割合が増加するなど、人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがわれましたが、その一方で、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合は減少しています。

また、新型コロナウイルス感染症に

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の認識 (%)

新型コロナウイルス感染症に感染した人を特定しようとする行為	許されない行為であるばかりでなく、感染拡大防止の取組に支障が生じる行為であると思った	46.6
	自分に身近な地域などで感染が判明した場合であれば、やむを得ないと思った	26.1

関しては、感染した人を特定しようとする行為について、約半数が「許されない行為であり、感染拡大に支障が生じる」と答える一方、約四分の一が「身近な地域で感染が判明した場合、やむを得ない」と答えています。

パブリックコメントからは、「新型コロナウイルスについて正しい情報を知り、周りにいる人達から意見を聞くことが大切であり、情報が変わっても感情的にならず冷静に判断して欲しい。」という意見や「インターネット、SNS上で心ない書き込みが発生している。他者を否定することなく、自ら問いかけることが重要だ。」という声が寄せられたところだ。

このような結果等から、「感染症に対する正確な知識の普及と偏見・差別等の防止」、「人権相談窓口の充実強化と積極的な周知」、「インターネット上の差別や誹謗中傷の書き込みへの対応」、「京都府総合計画や人権三法の成立を踏まえた施策展開」を主な改定の柱としつつ、LGBTなど「性的指向・性自認」といった課題や近年頻発する豪雨災害を踏まえた避難所における「災害時の配慮」など、社会情勢の変化や新たに顕在化した課題にも配慮し改定いたしました。

府民調査の分析から、人権啓発に関する研修会やイベント等に参加したことがある人ほど、人権に関する意識が高くなっているということも踏まえ、国、市町村、民間団体等と連携し、教育現場、職場、地域社会などのあらゆる場での教育・啓発や、人権に特に関係する職業従事者に対する研修等を通じて、府民一人ひとりが、人権への正しい理解と人権を尊重する行動が取れるよう、今回改定した計画を啓発活動等の充実に取り組む指針と

し、「共生の京都府社会」を築いていきたいと考えております。

計画改定のポイント

・感染症に対する正確な知識の普及と偏見・差別等の防止
感染者等に対する誹謗中傷は、人格や尊厳を不当に侵すものであり、絶対に行わないようにすること、正確な情報に基づき冷静に行動することなど、人権の尊重について、様々な媒体を用いて啓発を実施

・人権相談窓口の充実強化と積極的な周知

人権問題法律相談や「京都こころのライン相談（コロナ関連）」など、差別やいじめ等に関する相談体制の充実強化と積極的な周知を実施

・インターネット上の差別や誹謗中傷の書き込みへの対応

インターネット上の差別や誹謗中傷の書き込みに対し、モニタリングを実施し、削除依頼を行うとともに、府民のネットリテラシー向上に資する取組を実施

・京都府総合計画や人権三法の成立を踏まえた施策展開

京都府総合計画や人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法）など現在の「京都府人権教育・啓発推進計画（第二次）」策定以降の動向を踏まえた施策を展開

結びに、計画改定に当たりまして、京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の坂元座長をはじめ委員の皆様にご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十七)



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

二〇〇八年五月九日に行われた日本の第一回普遍的定期審査（UPR）では、四二カ国の代表が発言した。そこでは、現在もなお日本が抱える国際人権法上の課題について勧告が行われた。

まずは、日本に対してバリ原則に沿った国内人権機関の設置を求めたのが、アルジェリア、フィリピン、カナダであった。なお、UPRが行われた二〇〇八年の初めに日本において七名の死刑が執行され、前年二〇〇七年には四六名に死刑判決が言い渡され、その結果、一〇〇名を超える死刑確定者がいることも手伝

い、死刑執行の停止など死刑制度の見直しを検討すべきであるとの勧告が、ベルギー、英国、ルクセンブルク、ポルトガル、フランス、アルバニア、メキシコ、オランダ、トルコ、スイスの一〇カ国からなされた。

また、被逮捕者を長期間勾留する結果につながる日本の「代用監獄」制度については、自由権規約委員会や拷問等禁止委員会が日本政府報告書審査の際に懸念を表明しているが、この問題についても、アルジェリア、ベルギー、マレーシア、英国、ドイツの五カ国によって事態の改善を求める勧告が行われた。

さらに、第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連の人権メカニズム（女性に対する暴力特別報告者、女子差別撤廃委員会及び拷問等禁止委員会）からの勧告に対して誠実に対応することを求める勧告が、北朝鮮、中国、フランス、オランダ、韓国などからなされた。現在では歴史問題として日本を強く非難する中国が、このUPRでは先の勧告の存在に触れる形の控えめな発言にとどまっているのは、二〇〇八年が日中平

和条約締結三〇周年で日中両国の首脳（福田康夫総理大臣・胡锦涛国家主席）間で「戦略的互惠関係」の包括的な推進に関する日中共同声明が発出された年であつたからだと推測される。

日本は、個人通報制度を定めた自由権規約第一選択議定書をはじめ、女子差別撤廃条約選択議定書や拷問等禁止条約選択議定書を批准しておらず、さらには人種差別撤廃条約第一四条に基づく個人または集団からの通報を認める宣言を行っていないが、メキシコとブラジルは日本に条約の批准等を勧告した。

周知のように、日本は二〇一六年度にいわゆる人権三法、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消促進法」という差別解消のための三つの法律を施行したが、いまだに国内に差別禁止法は存在しない。このUPRにおいて、ブラジルは、あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定を検討するように日本に勧告した。

二〇二〇年の大村入国管理センターにおける被收容

者であるナイジェリア男性の死亡事案、二〇二一年の名古屋入国在留管理局における被收容者のスリランカ女性の死亡事案もあり、現在、入国者收容所における被收容者の処遇について高い関心が集まっている。「出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）」の改正法案は、与野党の間で激しい政治対立になっている。入管法では、入国者收容所等視察委員会が被收容者の処遇の改善の作業を行っているが、必ずしも十分な権限もまた独立性も確保されていないとの批判がある。こうした中で、第一回UPRで、米国が、入国者收容所を調査する国際的な監視員を受け入れるよう勧告していることが注目される。このような国際的な調査の文脈で、国連人権理事会の特別手続の報告者の恒常的な招待を日本に検討を求める勧告が、ブラジルによってなされた。

こうした各国の勧告に対する日本の回答については、次回に検討したい。

インターネット上の 誹謗中傷対策に関する法改正



研究センター研究員
京都大学大学院教授

曾我部 真裕

一. はじめに

本年四月二一日、改正プロバイダ責任制限法が成立した。インターネット上でなされる権利侵害投稿に関する発信者情報開示制度、つまり、誹謗中傷の被害者が、プロバイダに対して発信者の氏名・住所等の開示を請求する手続について大きな改革を行うものである。

二. 発信者情報開示の在り方に関する研究会

今回の改正は、筆者が座長を務めた総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」（以下、「本研究会」という）での議論を基礎としているが、本研究会の経過は異例のものであったことをまず記しておきたい。本研究会には、かなりの社会的注目が集まったが、それは、

二〇二〇年五月二三日にプロレスラーの木村花氏が死去したことがきっかけである。人気リアリティ番組に出演していた木村氏は、番組内での言動に関してSNS上で激しい誹謗中傷を受けていた。もともと、本研究会が検討を開始したのはそれよりも先で、もともと、実務的な課題を検討しようとする、いわば地味な研究会としてスタートしたのである。

ところが、木村氏の件を受けて、折しも開催されていた本研究会に一躍スポットライトが当たり、政治レベルの関心も向けられ、「新たな裁判手続」の導入という大きな法改正の提案が可能となったのである。

三. 今回の改正の概要

(一) 改正内容

今回の改正の柱は、①新たな裁判手続の創設、②開示請求を行うことができる範囲の見直し（ログイン時情報の開示）の二つである。

便宜上②から述べる。本研究会の中間とりまとめを受け、電話番号の開示がすでに可能になっているが、権利侵害投稿に関する発信者情報ではなく、ログイン時の情報の開示請求が今回の改正によって可能になった。

①については、現行法では、コンテンツプロバイダ（SNS事業者など）に対する仮処分申立てによってまず発信者のIPアドレスやタイムスタンプの開示を受け、その情報をもとにアクセスプロバイダ（携帯電話事業者など）

に対して本案訴訟を提起して発信者の住所・氏名の開示を受けるという二段階の手続、しかも裁判手続が必要となっている。今回の改正で導入された「新たな裁判手続」(法律上は「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」と呼ばれる)は、これを一度の非訟手続で行うことが可能となった。

そこでは、権利侵害の明白性など発信者情報開示の要件が充足されているかどうかの審理と並行して、コンテンツプロバイダからアクセスプロバイダへの発信者情報の提供と、後者における発信者の特定作業とがなされ、裁判手続が一度で済むことはもちろん、トータルとしての開示までの期間の短縮が企図されている。また、非訟手続であるために立証方法や程度について裁判所による柔軟な判断が可能となり、事案の争訟性の程度に応じて、裁判所の判断によって、迅速に対応すべき場合と、じっくりと争わせるべき場合との切り分けが可能となった。

(二) 発信者の保護等

以上のように、発信者情報の開示請求を少しでも円滑にするための改正がなされたわけだが、他方で、正当な批判を行った者の身元が開示されてしまうと、正当な表現が萎縮してしまう。この点は本研究会の議論の中で懸念が示されており、次のように一定の配慮がなされている。

すなわち、開示請求を受けたときには、原則として発

信者への意見照会を行わなければならないのは従来通りであるが、開示に反対する旨の意見である場合にはその理由も含めて聴取しなければならないとされた(六条一項)。また、開示命令を受けたときは、開示に反対する旨の意見を述べていた発信者に、その旨の通知をしなければならぬこととされた(六条二項)。また、「新たな裁判手続」において、「利害関係を疎明した第三者」として、発信者には、事件記録の閲覧・謄写等が認められる(一二条一項)。ただ、改正法に反映されたのはこの程度であり、開示請求の濫用防止ないし発信者の保護に関しては、事件を審理する裁判所の事案に応じた判断に委ねられるところが大きい。

四、今後の課題等

改正法は、公布日(四月二八日)から一年六か月以内に施行される。「新たな裁判手続」は複雑で異例な裁判手続であるが、改正法を広く周知し、利用を促進することによって安定的な実務を早期に確立することが期待される。

また、誹謗中傷対策に関するより幅広い課題に関しては、衆参両議院の総務委員会でなされた附帯決議に集約的に示されている。改正法の附則では、施行後五年経過後に施行状況について検討すべきことが定めており、それに向けてこれらの附帯決議で示された課題への取組が引き続き求められる。

全国水平社創立者、桜田規矩三

研究センター研究員
柳原銀行記念資料館事務局長

山内 政夫

全国水平社の創立者の一人である桜田規矩三（以下「規矩三」という）は一九六三（昭和三八）年の大晦日に五条東山の木賃宿で孤独死している。長男勉氏が遺体を引き取り、死亡届を出した。規矩三は一九二二（大正一一）年三月三日の創立大会で綱領を朗読している、「一特殊部落は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」と、参加者は感涙に咽んだとされる。

規矩三の人生の輝ける瞬間であった。創立者七名の「全国水平社創立者発起人集合写真」が大会当日に同場所で開催されている。規矩三を除く人びとは詳しく述べられており、いわば、規矩三に関する事績のみに多くの謎が残

されている。まとめられた研究もなく、奈良で阪本清一郎が南梅吉と会い、その後に南梅吉が青年団の活動を通して仲間の規矩三に連絡をつけたとされるがこら当りも釈然としない、特高資料では「藤岡規矩三」であるのに規矩三はその生涯を「桜田規矩三」で一貫している。規矩三の残された謎を解かずして全国水平社の歴史上の位置付けも、意義も語れまい。

その生い立ちにも謎が多い、柳原銀行記念資料館（以下「資料館」という）では規矩三の事績を展示の為に調べてきた。数少ない規矩三の文書や写真を発見した。一八九六（明治二九）年、紀伊郡柳原町八条上で生まれる。本名は「藤岡規矩三」、一九二二（大正一〇）年一二月、奈良県生駒郡安堵村の小林きみと結婚し、長女多嘉子、長男勉がいる。一九〇二（明治三五）年柳原小学校入学し、一九〇三（明治三六）年、「柳原小学校賞品授人名簿」に学業優秀として賞品を贈られている。この頃から桜田を名乗るのは極めて重要な事実であろう。全国水平社の本部で書記を務めた木村京太郎も数少ない証言者である。「桜田規矩三（藤岡）」は明治二九年に京都市に生まれる、父桜田儀兵（原資料では衛が欠けている）は同地改進黨家功労者として顕彰碑が建てられている。桜田は早くから同地の青年団長となり」と証言し

ている。

崇仁青年団は一九一七（大正六）年二月一日、柳原小
学校で発会式を行っている。初代団長は当時の柳原町長
でもある唐滝庄三郎、副団長に中島源三郎（水平社宣言
を崇仁小学校に保存したと思われる人物の一人、柳原校教
諭、以下「源三郎」という）がなり、源三郎は規矩三と
は親しく、青年団の仲間である。資料館は源三郎の親族
から約一〇〇点の源三郎の公的な文書や明治初期の貴重
な写真等を頂戴した。その中に「御大典記念写真」が
あった。一九一五（大正四）年の物で源三郎と規矩三と
他に四名が居る、裏に「桜田規矩三 二〇歳」と書かれ
ている。

初代柳原町長桜田儀兵衛の言葉を借りれば「新平民の
価値を高め、世に示す」を実践する潮流、もう一方は警
察権力の介入の元に改善を進める潮流、その表れが
一九〇八（明治四四）年に結成された「柳原矯風会」で
ある。当初は地元の町長や校長が指導する体制を塩小路
分署吉村署長が強引に自ら顧問になり、躊躇する地元
に対して強引にねじ伏せ、権力の元に改善運動を進めた。
その二つの潮流は崇仁青年団にも持ち越され、その相克
の中で規矩三は一九二一（大正一〇）年、警察権力の干
渉や妨害を跳ねのけて、北部青年団団長に就任する。

近年、七条河原町一筋西の（戦後の闇市通り）の道路
を京都市埋蔵文化財研究所が発掘調査をし、高瀬川の石
垣が発掘され、内浜へと向かう流れが確認された。全国
水平社宣言の裏に記された「京都高瀬七条下ル」の仮本
部はこの場所であり、規矩三は自宅を提供した。東七条
水平社は全国水平社創立の翌年に七条間之町（あいのま
ち）の「材木町商店街」の寄席小屋で一月一五、一六日
の両日に創立された。（北部は一日五日に、南部は一日六
日に創立されたと思われる）東七条水平社の当初からのメ
ンバーの浅川憲治が「寄席小屋」で創立大会が開かれた
と述べている。規矩三は人生が変わる程に忙しく、初期
水平社糾弾闘争の先頭に立つ、創立されたその日に南梅
吉や寺田清四郎とともに京都府警の中野那一部長と面会
し、水平運動の意義を説明し、また南の俣の郵便局的就
職差別事件では中央官庁に出向き、不当を訴え、国粋会
との闘争でも滋賀に出向こうとし、京都駅においてピス
トル所持で逮捕される。かくして全国的な差別糾弾闘争
には規矩三の姿があった。

長男勉氏よると「父は絶えず官憲の監視下に置かれた、
祖母トクは桜田家の関係者であると聞いている」と証言
されている。まだまだ規矩三の謎が多くあり、書きたい
事はまだまだ多くあるが、詳しくはまたの機会にしたい。



プロジェクトチーム三 「子どもの人権」の 三年間の活動報告

研究センタープロジェクトチーム三リーダー
大阪府立大学大学院教授

山野 則子

日本が子どもの権利条約に批准して、はや四半世紀が経ったにもかかわらず、社会一般における条約への理解が十分に深まっているとは言い難い。連日報道される子どもの虐待や死亡事件、教育委員会や児童相談所をはじめとした関係機関の対応や連携の不十分さ、貧困世帯の子どもが直面する問題、外国人の子どもの権利が十分に保障されていない問題等、「子どもの人権」をめぐる様々な問題が噴出している。山積みされている「子どもの人権保障をめぐる諸課題」は、喫緊の課題として取り組まれるべきものであるが、政

府や自治体による十分な対策の打ち出しは未だ途上にあるといえる。実践的かつ有効な制度や仕組み、関係機関・領域の連携構築の具体的な方法の提示が待たれている。

こうした現状を踏まえ、プロジェクトチーム三では、社会福祉、社会保障、公共政策、教育政策、歴史学、法学を専門とする研究者や子どもの支援に取り組んできた実践家による領域横断的・学際的な対話を組織し、上記のような問題状況を乗り越えていくための理論的検討を行うことを目指している。また、実現可能な政策のあり方を考究していくために、京都府および京都市の担当職員も研究会に参加している。

これまでの三年間の活動では、初年度の二〇一八年は、子どもの権利条約ならびに学習権の視点による子どもの貧困の捉え方、国および地方自治体における取り組み、子どもの貧困に関する実態把握および支援施策の改善点等を中心とした研究会で議論を重ねた。

二〇一九年度には、子どもらとかわる関係者、貧困家庭の子どもをはじめとした地域住民と長年かつ密

着した活動をおこなってきたNPOの取り組み、国民に保障されている権利の枠組みから除外されている外国籍者やその子どもたちが直面している問題、現行制度の問題についても検討した。加えて、専門家を招き児童虐待に焦点をあてながら、教育と福祉の狭間に存在する問題群の把握、子どもの状況に関する学校レベルでの情報の共有や、学校外部との連携を時に阻むように機能する日本の学校文化の特徴についても検証を行った。そして、子どもをめぐる現状や対策、実践、問題点等についての理解を深めるために、自治体の保育から教育に関連した行政の取り組みについての現状を把握するための研究会を開催した。

二〇二〇年度には、先進的な取り組みを行っている自治体への訪問調査を計画していたが、新型コロナウイルスの影響によりその実現が困難となった。そのような中でも、大阪府能勢町の教育委員会とのオンライン研究会と福知山市を訪問し、子ども政策室と意見交換会を開催した。さらに、教育経営学の観点から、子どもの貧困や虐待を発見・防止するための仕組みや

実践、教員の働き方、多忙化等の学校現場における課題、海外事例としてのスペインの子どもの貧困状況と対策をとりあげ、新たな課題も浮かび上がった。

第一期の三年間の研究および調査から明らかになってきた課題に対し、プロジェクトチーム全体で議論を重ね、その改善策を導き出すための今後三年間の研究計画の方向性が決まった。それらは次のとおりである。子どもの権利理念に基づき、法制度が上から下へいかに実現していくか（トップダウン）、また下から積み上げて政策提言をしていく（ボトムアップ）という兼ね合いをミクロ、メゾ、マクロをそれぞれのレベルで検討を行う。とりわけ、子どもの権利条約の理念レベルとの関係において、実際にはどのような関連性があるかを明らかにする。具体的に、上手く機能しているのか否か、そしてどのようなことが求められているのかについての評価基準が必要となるため、評価基準となるような構造的・制度的に先進的な諸外国や国内の自治体の事例及び実践による比較研究を行っていく。

「性の多様性」教育の

実践から考える「差別」



研究センター研究員
近畿大学人権問題研究所教授

熊本 理抄

人権教育団体Xが毎年まとめてきた実践報告の記録から、あることに気づく。二〇一〇年代に入り、トランスジェンダー生徒とのかかわりをめぐる教育実践と、「LGBT」「性の多様性」の表現が増えることだ。二〇〇〇年代には、隠れたカリキュラム、性別役割分担意識、家族や婚姻、性教育、性暴力、性の自己決定、自尊心をテーマとする報告が並んでいる。「性の多様性」教育の実践として、制服、トイレ、更衣室、健康診断、体育、修学旅行、書類、呼称などが挙がる。

人権教育団体Yの二〇〇〇年代の記録には右記に加え、女性労働の実態、無償労働、労働関連法といった労働

教育に関する実践が多数報告されていることが特徴であるものの、「LGBT」と「性の多様性」に関する教育実践が二〇一〇年代に増える点はYにおいても共通した傾向である。「A」という個別具体的な生徒とのかかわりに関する実践報告の増加について、人権教育団体Yの関係者は次のように言う。

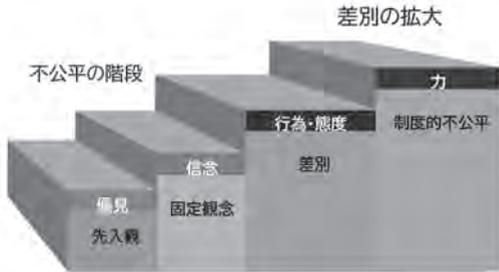
それまで、実践報告で「学習方法」や「とりくみ方法」のみを伝えてきた傾向がありました。最近では、学習やとりくみの成果を、検証軸となる子どもとその周りの子どもの変容を通して、検証していくような、元来行ってきた報告になっています。しかし、人権課題の影響が表れている子どもが周りに「認められる」ようになった等の報告が増えてきているように思います。LGBTQの課題を通して、何をとらえ、何を変えないといけないのかというジェンダー平等社会の実現を阻むものが何かをとらえた実践報告が求められていると感じています。

これらの人権教育団体はその実践において、「差別の現実から深く学ぶ」ことを重視してきた。一人の生徒に社会矛盾は集中し、その「A」が不公正や排除、不可視化や周縁化、不安や孤立の状態におかれる。教員は、このたった一人にあらわれる生活課題を発見し、その背景

をさぐってきた。「対応」だけでは解決できない顕在的かつ潜在的な課題のなかに、困難を生み出す社会構造の問題を見出してきたのである。地域住民や関係機関とも連携しながらの会議は、「A」への「支援」について話し合う場であり、教員自身の価値観と社会的位置を自覚する場であり、特権を自覚した教員が構造的な不平等に抗するかを模索する場でもあった。

別稿において私は、ケアの側面が強調されるようになった学校や地域において、構造的に不平等な社会に抵抗する教育的営為が必要ではないか、と提案している。「差別」に抗する教育実践を提起する私の問題意識にあるのは、日本における「差別」言説の検討である。

図は、多様性教育や公正教育を実施してき



出典：Harmony Movement, "Equity Workbook for Early Childhood Educator", 2012.

たカナダの団体が幼児教育者向けに作成したワークブックに掲載されているものだ。日本で「差別」を語るとき、意識、言動、構造など、「差別」を語る各人の「差別」概念に齟齬するところや曖昧性があるために混乱や誤解が生じてしまう場面に遭遇することがしばしばある。「差別」言説で把捉しようとする現象が限定的だったかと思うと過剰に包括的だったりもする。

トラウマ研究を専門とする水木理恵は、支援者が社会構造や社会の価値規範を学ぶ重要性を指摘する。歴史に起因するところの社会構造が苦難の多くをつくりだしており、それを個人の問題にすることは差別の再現に過ぎないからだと説明する。日々のマイクロアグレッションが蝕んでいくことで引き起こされる状況を理解するために、例えばレイシャル・トラウマといった概念も提示されているという。

カナダの団体が図示する概念すべて、水木が区別して概念化するすべてを「差別」と一括化して語ることで思考停止に陥ってはいないだろうか。「差別」言説が豊かにならないのであれば、「差別」に抗する言説や実践も豊かにならないのではないか。「性的マイノリティと人権」プロジェクトチームにおける私の研究関心の一つはここにある。

「ビジネスと人権」 プロジェクト開始にあたって



研究センタープロジェクトチーム五リーダー
立命館大学国際平和ミュージアム館長

吾郷 眞一

多国籍企業をはじめとする大規模な企業・投資活動は国家主権すら侵害しうる脅威と考えられ、古くから（法律、経営、経済、社会諸問題として）議論されてきたが、二〇一一年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」という名の決議が採択されてから、「多国籍企業」でも「投資」でもなく「ビジネスと人権」という概念が定着した感がある。それは、一九七〇年代に国連経済社会理事会や国連貿易開発会議（UNCTAD）で大きく論じられ、また、経済開発協力機構（OECD）や国際労働機関（ILO）に

おいて採択された多国籍企業に関する決議や宣言が、幾度かの改定のなかで、問題は多国籍企業だけではなく、企業一般におよぶことが認識され、決議や宣言の名宛人が「多国籍企業及び他の企業」と企業一般に拡大していったことも軌を一にする。国連の枠組みで最新の経済社会開発協力文書であるSDGsでも、目標一七として「グローバル・パートナーシップ」が挙げられているが、そこではマルチ・ステークホルダーという一般化された語の中に含まれる民間セクター（すなわち、大小を問わない企業）が強く意識されていて、SDGs実現に向けての企業一般の役割が期待されている。

日本国内では、従来企業の責任は企業統治の問題や、消費者保護の問題として議論され、法律的には主として民事法、刑事法、経済法、環境法等の規律対象であったが、最近はこの問題の対応に国際法的観点、しかも国際人権法や国際経済法の側面が入ってきていることに特徴がある。これには、国際法、とりわけその国際人権法の発展と、経済のグローバル化が大きく影響し

ている。個人（自然人および法人）はもはや、国家の中に埋没して、直接国際法による規制を受けない、という伝統的な国際法原則は通用しなくなり始めている。法人の衣を突き破り（*Piercing the corporate veil*）、法人を構成する個人に国際人権法・経済法上の権利義務がかかってくるともいわれるのである。また、EU日本経済連携協定の社会条項に現れているように、本来は経済協定であるものの中で人権も規制対象となってきた。それに加えて、CSR（企業の社会的責任）の推進という力が強まり、そのCSRの中での人権の位置づけが重要視されている。国連のビジネスと人権指導原則は、ハードローではないが、国際ソフトウェアとしてやんわり、日本を拘束し、政府もそれに従う形で昨年NAAP（国別行動計画）を策定、多くの企業もそのCSR活動の一環として自らの行動指針として人権尊重を謳う場合が多くなっている。

本研究プロジェクトでは、多彩な研究者と実務家の協力のもと、この問題を主として法的な側面から体系的に研究し、ビジネスと人権という切り口が歴史的に

いかに展開し、現在どのような法（ソフトウェアを含む）が生成しつつあるのか、そして、それがいかにして人や企業の行為規範となっていくのか、ということを見極めようとするものである。それにとどまらず、ビジネスと人権がプラスの相乗効果を持つためには、何がなされるべきかという政策提言にまで及ぶことも視野に入れている。ここでは、近年急速に広まりつつあるCSRの概念、すなわち上からの規制ではなく企業の自発的行動を促進する働きかけが一つの重要な要素になるが、一方で人権を取り扱う限り法的順守・規制という側面もやはり見ていかななくてはならない。それは、ビジネスと人権国連指導原則が、条約化を一つの方法として指向していることにも表れている。規制概念は基本的に企業性悪説に立つが、CSRによる人権尊重促進という方向性は、人権推進主体としての企業という側面に着目する。本研究プロジェクトは、規制と促進という複眼的視点に立ってビジネスと人権をとらえ、問題への適切なアプローチを模索するものである。

プロジェクトチーム第六部の五年間



前研究センタープロジェクトチーム六
リーダー
京都大学名誉教授

西村 健一郎

一 世界人権問題研究センターで、第六部「企業と人権」が置かれたのは二〇一六(平成二八)年であった。当初は一年ごとであったが、二〇一八年四月からはプロジェクトチーム第六部となり、プロジェクトの活動について三年の期間が設けられた。この五年間で集まった研究者は(他大学から講師として来ていただいた人は別にして)最初からほとんど変わらなかつた。集まった研究者は社会保険労務士の人を除いて、そのほとんどが大学の労働法の研究者であり、大学院を出てまだ就職先を探している者もいた。この五年間で(弁

護士になった一人を除き)全員が大学に就職できたのは大変嬉しいことであった。また、社会保険労務士さんの参加は、労務関係・社会保険関係の実務に関する知識の乏しい研究者にとつて大変ありがたいことであつた。

「企業と人権」における課題は、「企業と労働」という問題領域より広く、当初何を課題として選ぶか議論があつたが、やはりそれぞれの専門分野に近いところからということ、主として労働法・社会保障法の観点からの問題が多かつた。まず、皆が共通して取り組むことができる課題として、「女性活躍」の問題が選ばれた。均等法が一九八五年に制定されかなりの期間が経過しているにもかかわらず、現実には女性の就職率は先進国の中ではなお低い状況にあり、男女の賃金格差は依然として大きい。ちょうど二〇一五年に制定され、その翌年の四月一日から施行された「女性活躍推進法」の意義と課題を考えると、いう共通テーマを選び、研究を行うというのがその趣旨であつた。考えてみれば当然のことであるが、男性の働き方が女性の働き方

を規制している側面が大きく、真の女性活躍のために、むしろ男性の働き方を変える必要がある。この点は、配置転換（配転）、すなわち配転を命じられれば、特別な職務限定の契約でもない限り、業務命令としてそれに応じる必要があるとされる現在の配転法理、さらに、労働者の時間外労働義務に関する最高裁判例（最一小判平成三年一月二八日）に代表される残業法理を見れば明らかである。

この研究成果としては、『真の女性活躍のために』というタイトルで、二〇一九年八月に世界人権問題研究センターからブックレットの形で出版ができた。ちょうど働き方改革が大きな課題になっていた折から、それに触れた論考も少しは含まれている。また女性の就労は、社会保険との関係でも特別な考察が必要であるという点で、その点を考察する論考を執筆できる者が我々の中にいたことは大変有り難かった。

二 現在、各企業が精力的に取り組んでいる問題のひとつとして「持続可能な開発目標」(SDGs,Sustainable

Development Goals) の問題がある。これは、二〇一五年九月の、国連における持続可能な開発サミットにおいて、新たな国際目標として採択されたものであるが、国家だけではなく、各地方自治体、企業等の主体的・積極的な取り組みをも求めている。

第六部においては、この「SDGs」だけではなく、あらゆる人々の活躍の推進を図るための法政策・法解釈のあり方について、検討を行い、研究を積みかさねてきた。その研究成果が、やはり世界人権問題研究センターから二〇二〇年九月にブックレットの形で出た『企業と人権の現代的問題』である。残念なことは当初予定していた原稿が、コロナ禍の影響を受けた大学でのオンライン授業の準備、若い研究者の大学での就職・他大学への異動など研究者の個人的な事情等から、十分に揃わなかったことである。

こうして考えてみると、アツと言う間に過ぎた五年という感じがする。「企業と人権」の観点から考えるべき課題はまだまだ残されている。今後、新しいメンバーで大いに取り組んでもらいたい。

「明治産業革命遺産」

としての軍艦島



研究センター研究員
神戸学生青年センター理事長

飛田 雄一

日本にユネスコの世界遺産が二三カ所ある。今年中にはもう一つ、北海道・東北の縄文遺跡が指定されるといふニュースが伝えられている。文化庁のサイトには、次のように紹介されている。自然遺産と文化遺産がある。

法隆寺地域の仏教建造物／屋久島／白神山／古都京都の文化財／白川郷・五箇山の合掌造り集落／原爆ドーム／厳島神社／古都奈良の文化財／日光の杜寺／琉球王国のグスク及び関連遺産群／紀伊山地の霊場と参詣道／知床／石見銀山遺跡とその文化的景観／小笠原諸島／平泉―仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群／富士山―信仰の対象と芸術の源泉、富岡製糸場と絹

産業遺産群／明治日本の産業革命遺産―製鉄・製鋼、造船、石炭産業／ル・コルビュジエの建築作品／「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群／長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産／百舌鳥・古市古墳群―古代日本の墳墓群。

一覧表をみながら、屋久島は縄文杉まで登った、知床連山も縦走したなどとニヤニヤしながら、白神山地にも行きたいなどと考えている。

端島（軍艦島）をふくむ明治日本の産業革命遺産は、二〇一五年七月に指定された。それは、「造船、製鉄・製鋼、石炭と重工業分野において一八五〇年代から一九一〇年の半世紀で西洋の技術が移転され、実践と応用を経て産業システムとして構築される産業国家形成への道程を時系列に沿って証言している」ものだという。ユネスコ世界遺産委員会はこれらの登録決定にあたって日本側に、「各サイトの歴史全体を理解できる解釈戦略 (interpretive strategy) を立てる」とようと勧告した。

これに対し、日本代表（佐藤地ユネスコ日本大使、当時）は、①一九四〇年代、一部の施設において、数多くの韓国人とその他の国民が、本人の意思に反して動員され、過酷な条件の下で強制的に労役した事実を理解でき

るように措置し、②「産業遺産情報センター」の設立など、犠牲者を記憶にとどめるための適切な措置もとると発言している。そして情報センターには、「犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である」とのステートメントを発表した。そしてそのセンターは、昨年六月、総務省第二庁舎の別館に設置されたのである。

ユネスコ世界遺産委員会は、情報センターの展示に対していくつかの懸念を表明している。(二〇二一年四月三日)内容は、以下のとおりである。

- 一 産業遺産情報センターの展示内容を登録時のステートメントに示されたものに改めること。また、その情報を全面公開すること。
- 二 産業遺産情報センターの展示、運営、管理について、産業遺産国民会議への委託を中止し、政府直轄、あるいは大学等の信頼できる研究機関に委託すること。
- 三 日本政府が、戦時の強制労働に関わる国や関係遺産地域のNGO、歴史学者など関係者との対話を進めること。

いずれも必要なことだと思う。

私は、庵道由香さん(立命館大学)とともに強制動員真相究明ネットワークの代表をしている。これは、二〇〇五年に結成されたもので、前年に韓国政府が設置した「日帝強占下強制動員被害真相究明委員会」とともに調査活動等を行ってきた。韓国政府が法律に基づきその委員会を設置したので、日本政府も同様の委員会を設置すべきであると要望したが、それがかなわずに民間団体としてネットワークを設立したのであった。この世界遺産の問題にも取り組んでいる。

去る五月二二日には、ZOOMで「明治産業革命遺産の展示を問う！」シンポジウムを開催した。報告は次の五本。明治産業革命遺産をめぐるこの間の経過／韓国の被害証言について／長崎の中国人強制動員について／九州における連合軍捕虜の強制動員について／産業遺産情報センターの問題点と対応方案。日本から三本、韓国から二本、ZOOMならではのシンポジウムであった。詳しくは、同ネットワークのホームページにアップされている資料集をご覧いただければ幸いだ。二時間の映像もアップされている。資料集の印刷版が必要な方は飛田hida@ksyc.jpまで連絡いただきたい。

京都と朝鮮人留学生

―明治十年代を中心に―

研究センター研究員

佐賀部落解放研究所研究員

白石 正明

明治前半期の京都では、東アジアの人びと、特に朝鮮人や中国人との文化的交流が盛んに繰り広げられていた。だが、その動向についてはあまり実証的に説明されていない。そこで今回、その中身を二人の朝鮮人を中心に具体的に論じてみたい。

一八八二（明治一五）年七月二三日、朝鮮・ソウルで起きた軍人暴動の際、京都に留学していた二人の朝鮮人について、宮武外骨編『壬午鶏林事変』（昭和七年七月刊）所収に次のような記述がある。

京都府知事の北垣国道（一八三六―一九一六）が一八八二年八月二一日付で朝鮮の金玉均と徐光範に宛てた書簡である。その内容（原文は漢文）は以下に大約できる。

まず最初に、北垣は今回朝鮮で勃発した壬午軍乱への憂

慮を述べ、この時「研究化学之事」と「学習養蚕の術」のために京都に留学し、それぞれ研究と学習に励んでいた金鋪元と辺燧ら兩名に在留するように働きかけたが、兩名は早々に帰国を選んだ。しかもその帰国が突然であったために、兩名は私物を「化学校及び草場私塾」に置いたままにしている。北垣はそれらの私物がそれぞれ散逸しないように保管していることの了解を金らに求めたとある。

末尾に、北垣は今回の壬午軍乱の報道について「奇事異聞」があり、京都滋賀新報社の京都局主事・服部直という人物が「飛耳長目」のために取材に訪れたいとの意向があるので、よろしく願いたいと記している。

金鋪元と辺燧はともに京都で化学と養蚕術を学んでいたことがわかる内容である。金鋪元、辺燧らは、いずれも「中人」と呼ばれる出身で、両班と常民の中間に位置する身分であったという（李光麟『開化党研究』、一潮閣、一九七七年）。金は一八四二年生まれで「図画署の画員」だった。また辺は一八六一年生まれで「漢学訳官」（中国語の通訳）を家職とする身分の出身であった。

金鋪元が学んだ「化学校」は、もともと京都の産業振興を目的に、一八七〇（明治三）年明石博高がときの植村正直府知事に建議したことで、三年後に「京都舍密局」として完成した府営の工業化学の研究機関であった。だが、一八八一（明治一四）年一月、北垣国道府知事就任に伴い、行政改革による財政再建のために切り売りされ、民間に払い下げられた。翌八二年明石博高がそれを買受け、「私立京都化学校」として、上京区鉾田町に発足したものである

〔日本立憲政党内閣〕明治一五・六・九。

理化化学生徒を募集するに当り、「本校ハ理化ノ学ヲ基トシ、百工製煉ノ基礎タル科目ヲ教授ス、而シテ徒々講書ニノミ止マルニ非ズ、予テ供備ノ器業ヲ以テ其学芸ノ顕象成功ヲ実地ニ試験シ、成業セシム、頃日本校器具等整備セリ、由テ之ヲ世ニ告ク」と理解を求めた〔『京都新報』明治一五・六・七広告欄〕。

そして正則は一期六か月とし、変則は三か月以上一年以内とした。入学金一円、学資は月五〇銭。

金鋪元は一八七六（明治九）年、金綺秀の修信使で随行画員として日本を訪れ、機械と鉄砲、亜鉛等の購入に従事した。一八八一年の朝士使節団が派遣されたときは、官職名は慶尚左道水軍虞侯で、汽船運行の諸事項に関する情報や礦山事業を探問のための情報収集に努めた〔『京都滋賀新報』明治一五・八・二二〕。

翌八二年には生野銀山に赴き、鉾石（銀銅）の溶解分析の技術開発の習得に努め、同年六月から「私立京都化学学校」に入学し研究に励んだが、壬午軍乱後、再び生野銀山に戻り、八三年八月に朝鮮に帰国した〔『日本立憲政党内閣』明治一六・八・一八〕。

次に辺燧が学習した養蚕場について取りあげたい。

田中緑紅著『明治文化と明石博高翁』（昭和一七年刊）によると、「（明治）七年四月に二條城の北、猪熊西入元所司代邸の址を修築して養蚕室を作り『養蚕場』と称し、華族の子弟も士族の家族にも又一般婦女子にも養蚕の方法と植桑術を伝習せしめた」とある。

二条城の北大手門入口に位置した上京区藁屋町に、一八七四年「養蚕場」を設けたが、さきの「京都舎密局」と同様、一八八一年二月、北垣国道府知事の行政改革による財政再建のために切り売りされ、民間に払い下げられた。その間の事情を『大阪日報』明治一四年二月三日付は「本府勸業課養蚕場は此程鴨川御幸橋（荒神橋の意）筆者注）東詰め浅田某へ代金四千元にて払下られる、事になり、右代金の内二千元は即納し、余は向ふ十五ヶ月崩しにて納めることになり」と伝えている。

『養蚕清涼摘要大意』（京都高毅館、明治一二年刊）を著した養蚕場工場長の浅田豹作が買い受け、運営にあたった。その養蚕場に一八八二年三月、金玉均・徐光範らの訪日団の一員として随行した辺燧が六月入場を許可され、養蚕業の技術習得に励んだ。七月末の壬午軍乱で帰国したが、九月壬午軍乱の謝罪使節として再来日し、翌八三年一月から三月にかけて京都に留まり、養蚕業に取り組んだ。

その京都での辺燧らを支えたのが、当時、上京区の間之町押小路（鍵屋町一九番戸）に草場塾（敬塾）を構えていた佐賀出身の硯儒・草場船山（一八一九—一八七）であった。

その門下生には倉富勇三郎枢密院議長、内貴甚三郎京都市長、真宗大谷派の朝鮮布教師・奥村円心、漢学者の安井小太郎らが名を連ねた。その船山から辺燧は数多くの薫陶を受けていたことは、『草場船山日記』（文献出版、平成九年刊）に残されている。

最後に、朝鮮人留学生は福沢人脈で語られることが多いが、京都を舞台にした実志志向の強い留学生がいたことを忘れてはならない。

センター事業案内

◆人権講座等の開催

人権大学講座

当センターの研究者をはじめ人権問題の各分野において活躍されている方々を講師に招き、府・市民をはじめとして、各方面で人権問題について指導的な役割を期待される方々に人権問題を総合的に学んでいただく講座です。世界人権宣言 50 周年を契機に 1998 年度に開設しました。

内容：人権シンポジウム、講義、ワークショップ、フィールドワーク

今年度の日程は次ページをご覧ください。

人権ゆかりゼミ

「人権ゆかりの地」旧跡を視点とした登録研究員講師による会員制のゼミナール。古文書や絵巻物から見る京都の変遷や渡来文化と京都のかかわりなど、多面的に京都について学び、意見交換します。年 6 回の連続講座で、1 グループは 15 人限定。2018 年度に開設しました。

今年度は、「歴史都市『京都』の移り変わり」と「京都と渡来文化」の 2 講座を開設しています。



◆ボランティア人権ガイドの派遣

当センターが養成・認定した人権にゆかりのある地をガイドするボランティア人権ガイドの派遣事業を 2001 年度から実施しています。人権という視点で、京都に数多くある名刹・名庭・史跡などの観光地を案内しています。

◆人権学習出前講座

当センターの研究者がボランティアで府立学校・市立学校へ出向き、生徒等を対象に人権問題に関する講座を行うもので 2009 年度から実施しています。

◆行政機関等への協力

人権に関する事業の受託・協力、講師派遣等を行っています。

2021年度 人権大学講座

■ 講座日程

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
2	7月5日 (月)	講義	14:00～15:40	排除される「人権」／包摂される「ダイバーシティ」 －「同性パートナーシップ制度」の制定過程をめぐって－	新ヶ江 章友
3	8月3日 (火)	講義	14:00～15:40	アテルイと田村麻呂は後世にどう伝承されたか －異文化への日本の視座－	菅澤 庸子
4	8月23日 (月)	講義	14:00～15:40	コロナ禍からの回復と人権の保障	三輪 敦子
5	8月30日 (月)	講義	14:00～15:40	労働時間法の現代的課題	植村 新
6	9月10日 (金)	講義	14:00～15:40	インターネットと社会の「分断」	辻 大介
7	10月7日 (木)	フィールド ワーク	13:00～16:45	在日コリアンの歴史・現状、多文化共生、東九条の成り立ち	南 珣賢 村木美都子 山本 崇記
8	10月18日 (月)	講義	14:00～15:40	生きるための日本語 ～移住者と人権～	木之本マリル 内田 晴子
9	11月15日 (月)	ワーク ショップ	14:00～16:00	ワークショップで考える「病と人権」	渡辺 毅
10	11月29日 (月)	講義	14:00～15:40	近世京都の町家の継承と女性戸主 －京都市太子山町の事例から－	秋元 せき
11	12月20日 (月)	講義	14:00～15:40	外国人の追放と子どもの慈善利益原則	村上 正彦
12	1月21日 (金)	講義	14:00～15:00	人権について考える－私の人権論	大谷 貴
		修了式	15:00～15:20	研究センター理事長 大谷 貴	

会場	講義・ワークショップ	ハートピア京都（中京区竹屋町通烏丸東入る）
	フィールドワーク	受講者に別途案内します。

■ 講座の中止について（中止する場合はホームページ等でお知らせします。）

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止する場合があります。ご理解くださるようお願いいたします。

■ 受講申込みについて

- 新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、定員（50名）を超える場合は、受講できません。
- 受講日当日の申込みはできませんので、ご注意ください。
- 受講日前日までに、郵送又はFAXで申込みをしてください。複数の受講希望日をまとめて申込みすることができます。

■ ご受講について

- 新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、マスクを着用してください。
- 体調がすぐれない場合は、受講を控えてください。

出版・刊行物案内

◆人権問題研究叢書

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論究したものです。



◆研究紀要

当研究センターでは、共同研究方式を中心としていますが。特定の課題についてさらに掘り下げた研究を行うために、個々の研究員による個人研究にも取り組んでおり、その成果を「研究紀要」で毎年度、公表しています。



◆季刊誌グローブ

当研究センターの研究活動やその他の事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。

当研究センターのホームページで年4回掲載



◆京都人権歴史紀行

京都市内や府域に残る、人権にゆかりの場所や事柄、人びとをたずね、先人たちが築いた文化を学び、人権文化の伝統を探ります。

従来の名所旧跡案内とは異なる新鮮なガイドブックで、人権について考えてみませんか。



◆誰一人取り残さない ～SDGsがめざすもの～

当研究センターの創立25周年を記念して開催したシンポジウムの記録です。



◆ブックレット

- ・企業と人権の現代的問題
- ・考えなくなる人権教育コンセプト
- ・真の女性活躍のために

当研究センターの研究成果をまとめたブックレットです。気軽に手に取っていただけます。



◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khri.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khri.or.jp